



認可外保育施設等をご利用の方へ

～施設等利用費の給付について～

国の「幼児教育・保育の無償化」により、認可外保育施設等の保育料は、施設等利用給付（無償化）の対象となります。下記の要件等によって、施設に支払った保育料を払い戻しにより支給しますので、内容をご確認のうえ、お手続きをお願いします。

<p>対象者</p>	<p>子育てのための施設等利用給付認定を受け、以下の施設・事業を利用している 足立区在住の3～5歳児および住民税非課税世帯の0～2歳児の方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・認可外保育施設(ベビーホテル、ベビーシッター、院内保育所など) ・一時預かり(区立保育所、私立認可保育所、小規模保育事業、認証保育所など) ・病児保育、病後児保育 ・ファミリー・サポート・センター事業(ファミサポ) <p>(注) 対象施設は、足立区ホームページ(右記QRコード)でご確認ください。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>以下の教育・保育施設に通園している場合は対象外 認可保育所、認定こども園(長時間)、小規模保育、家庭的保育(保育ママ)、 企業主導型保育施設、認証保育所、幼稚園※</p> </div> <p>※ 一部の幼稚園については、預かり保育助成金の対象となる場合があります。 詳細については、以下の担当にお問い合わせください。 子ども政策課(令和6年4月1日から幼稚園・地域保育課) 私立幼稚園第一・第二係 電話: 03-3880-6147</p>																							
<p>給付 上限額</p>	<p>施設等利用費の給付上限額は下表のとおりです。 入園料、給食費、行事費、通園送迎費は対象外となりますのでご注意ください。</p> <table border="1" data-bbox="277 1115 1505 1543"> <thead> <tr> <th colspan="2">区分</th> <th>認可外保育施設 定期利用補助金(※)</th> <th>施設等利用費 (本制度)</th> <th>補助額合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">0～2歳児 クラス</td> <td>住民税課税世帯 (第1子)</td> <td>対象外</td> <td>対象外</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>住民税課税世帯 (第2子以降)</td> <td>67,000円</td> <td>対象外</td> <td>67,000円</td> </tr> <tr> <td>住民税非課税世帯 (出生順問わず)</td> <td>25,000円</td> <td>42,000円</td> <td>67,000円</td> </tr> <tr> <td>3～5歳児 クラス</td> <td>住民税問わず (出生順問わず)</td> <td>20,000円</td> <td>37,000円</td> <td>57,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) クラス年齢は、4月1日現在の児童の年齢を適用します。 (※) 本制度とは別に認可外保育施設定期利用補助金がございます。対象の方は、利用案内をご覧のうえ、別途ご請求ください。</p>	区分		認可外保育施設 定期利用補助金(※)	施設等利用費 (本制度)	補助額合計	0～2歳児 クラス	住民税課税世帯 (第1子)	対象外	対象外	対象外	住民税課税世帯 (第2子以降)	67,000円	対象外	67,000円	住民税非課税世帯 (出生順問わず)	25,000円	42,000円	67,000円	3～5歳児 クラス	住民税問わず (出生順問わず)	20,000円	37,000円	57,000円
区分		認可外保育施設 定期利用補助金(※)	施設等利用費 (本制度)	補助額合計																				
0～2歳児 クラス	住民税課税世帯 (第1子)	対象外	対象外	対象外																				
	住民税課税世帯 (第2子以降)	67,000円	対象外	67,000円																				
	住民税非課税世帯 (出生順問わず)	25,000円	42,000円	67,000円																				
3～5歳児 クラス	住民税問わず (出生順問わず)	20,000円	37,000円	57,000円																				
<p>請求方法</p>	<p>以下の方法により、施設等利用費の請求をお願いします。</p> <p>(1) 利用の流れ</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 施設利用前に、「子育てのための施設等利用給付認定」の手続きが必要です。詳しくは、足立区のホームページでご確認ください(裏面のQRコードからアクセス可)。 ② 「子育てのための施設等利用給付認定証」が区からご自宅に届きましたら、認定証の写しを利用施設にご提出をお願いします。 ③ 施設に保育料を支払い、(2)提出書類のイ、ウを施設からお受け取りください。 ④ 必要書類を提出期限までに到着するように区役所にご提出ください。 																							



請求方法

(2) 提出書類

ア 施設等利用費請求書

足立区ホームページ（以下のQRコードからアクセス可）でダウンロードしていただくか、本庁舎中央館3階の幼稚園・地域保育課にてお渡ししています。

イ 領収書の写し（施設が発行）

ウ 特定子ども・子育て支援提供証明書（施設が発行）

エ 活動報告書（提供会員が発行）

施設利用の場合：ア・イ・ウが必要です。

ファミリー・サポート・センター事業の場合：ア・エが必要です。

(3) 提出方法

提出書類を、郵送または窓口にご提出ください。

【郵送先】 〒120-8510

足立区中央本町一丁目17番1号 足立区役所
幼稚園・地域保育課 認証・認可外保育係

【窓口】 足立区役所本庁舎 中央館3階 幼稚園・地域保育課

【支給スケジュール】

対象月	提出書類の提出期限（必着）	振込時期（予定）
令和6年 4月分～ 6月分	令和6年 7月12日（金）	令和6年 8月下旬
令和6年 7月分～ 9月分	令和6年10月15日（火）	令和6年11月下旬
令和6年10月分～12月分	令和7年 1月15日（水）	令和7年 2月下旬
令和7年 1月分～ 3月分	令和7年 4月10日（木）	令和7年 4月下旬

※ 請求は3か月ごとが原則ですが、2年以内であれば対象月以前の分と合わせて提出することが可能です。

※ 書類不足の場合は、上記のスケジュールどおりに支給できない場合があります。

注意事項

- ① 月の途中で転出入された場合は、日割りでの計算となります。
- ② 最大、過去2年分までさかのぼってご請求できます。
- ③ 令和6年4月から振込時期を年4回としました。
- ④ 令和6年10月以降、認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書が交付されていない施設は、保育料無償化の対象外となります。「証明書」の交付状況については、以下のいずれかの方法でご確認ください。

区内施設：東京都ホームページでご確認ください。
（右記のQRコードからアクセス可）

区外施設：施設または施設のある自治体へお問い合わせください。



【提出・問い合わせ先】

〒120-8510

足立区中央本町一丁目17番1号 足立区役所 中央館3階

子ども施設入園課(令和6年4月1日から幼稚園・地域保育課) 認証・認可外保育係

TEL：03(3880)8013 FAX：03(3880)5703

メールアドレス：kodomo-nyuuen@city.adachi.tokyo.jp

(4月1日から youho@city.adachi.tokyo.jp)



足立区ホームページ